



目 次		
告 示		ページ
○地域森林計画の定め	(森づくり推進課)	1
○地域森林計画の変更(3件)	( " )	1
○保安林の皆伐面積の限度	(治山林道課)	1
○一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請	(環境対策課)	2
○漁船損害等補償法による同意成立	(漁業管理課)	2
○漁船損害等補償法による付保義務消滅	( " )	2
○公共測量の終了の通知	(用地対策課)	3
○土地収用法に基づく事業の認定	( " )	3
○道路の供用開始(2件)	(道 路 課)	4
○告示(建築基準法による道の指定)の一部改正	(建築指導課)	4
◎告示(海岸保全区域の指定及び告示の廃止)の一部改正	(港湾・海岸課)	4
◎告示(高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定)の一部改正	(会計管理課)	5
◎高知県政府調達苦情検討委員会設置規程の一部改正	( " )	5
高知県選挙管理委員会告示		
◎告示(その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定)の一部改正	(1・24掲示)	6
落札公告		
○落札者等の公告(2件)	(公営企業局 県立病院課)	7
その他		
○平成30年度行政書士試験の合格者	(法 務 課)	7
-----		
告 示		
-----		
<b>高知県告示第55号</b>		
森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定により嶺北仁淀地域森林計画を平成30年12月28日に定めたので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。		

平成31年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第56号**

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき平成30年1月高知県告示第36号で告示した安芸地域森林計画を平成30年12月28日に変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

平成31年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第57号**

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき平成30年1月高知県告示第37号で告示した高知地域森林計画を平成30年12月28日に変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

平成31年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第58号**

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき平成30年1月高知県告示第39号で告示した四万十川地域森林計画を平成30年12月28日に変更したので、同法第6条第7項の規定により次のとおり公表する。

平成31年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部森づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。)

**高知県告示第59号**

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、平成31年度第1次において許可する保安林の皆伐面積の限度を次のとおり定める。

平成31年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

保安林の皆伐面積の限度

1 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林 (単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林
-------	-------------------------	----------	-----------

1	室戸地区	室戸市 東洋町	42.02	532.39
2	奈半利川	奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村	715.10	208.26
3	安芸川	安芸市 芸西村	277.54	209.76
4	夜須川	香南市	4.06	2.48
5	物部川	高知市の一部 南国市の一部 香美市の一部	790.31	106.26
6	吉野川上流	南国市の一部 香美市の一部 本山町 大豊町 土佐町 大川村	1,360.20	72.26
7	鏡川	高知市の一部	161.60	9.02
8	本川地区	いの町の一部	586.92	20.56
9	仁淀川	高知市の一部 土佐市 いの町の一部 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	634.50	125.38
10	新莊川	須崎市 中土佐町の一部 津野町の一部	113.77	122.21
11	四万十川上流	中土佐町の一部 檮原町 津野町の一部 四万十町の一部	1,423.09	194.89
12	伊与喜川	黒潮町の一部	46.62	47.22

13	四万十川	宿毛市の一部 四万十市 四万十町の一部 三原村の一部	1,329.85	373.94
14	大方地区	黒潮町の一部	69.45	79.32
15	松田川	宿毛市の一部	107.59	170.77
16	下ノ加江川	土佐清水市のうち下ノ加江 三原村の一部	75.47	33.94
17	土佐清水地区	土佐清水市（下ノ加江を除く。）大月町	169.86	158.00
計			7,907.95	2,466.66

## 2 干害防備保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	干害防備保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	6.44
2 中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	0.00
3 中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	9.14
4 中央西林業事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	1.10
5 須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 樽原町 津野町 四万十町	10.68

6 幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町	6.78
計		34.14

## 3 保健保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	保健保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	75.48
2 中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	3.38
3 中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	54.56
4 中央西林業事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	21.96
5 須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 樽原町 津野町 四万十町	3.88
6 幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町	0.00
計		159.26

## 高知県告示第60号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示するとともに、当該申請書及び生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、知事に対し生活環境の保全

上の見地からの意見書を提出することができる。  
平成31年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
東京都千代田区六番町6番地28  
住友大阪セメント株式会社 代表取締役 関根 福一
- 一般廃棄物処理施設の設置の場所  
須崎市押岡字有ノ木1570番ほか3筆
- 一般廃棄物処理施設の種類  
ごみ処理施設（焼却施設）
- 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類  
焼却灰（主灰）
- 申請年月日  
平成30年11月22日
- 縦覧場所  
高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県林業振興・環境部環境対策課  
須崎市東古市町6-26 高知県須崎福祉保健所
- 縦覧の期間及び時間  
平成31年2月1日（金）から同年3月1日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）
- 意見書の提出先  
高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県林業振興・環境部環境対策課
- 意見書に記載すべき事項  
意見書には、生活環境保全上の見地からの意見とともに提出者の住所及び氏名並びに一般廃棄物処理施設の設置に係る事業の名称を記載すること。

## 高知県告示第61号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めため、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成31年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

奈半利町加入区

## 高知県告示第62号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成27年1月高知県告示第43号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成31年1月29日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したため、同条第2項の規定により告示する。

<p>平成31年2月1日</p> <p>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>奈半利町加入区</p> <p><b>高知県告示第63号</b></p> <p>国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から平成29年10月高知県告示第694号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成30年12月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。</p> <p>平成31年2月1日</p> <p><b>高知県告示第64号</b></p> <p>土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。</p> <p>平成31年2月1日</p> <p>高知県知事 尾崎 正直</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 起業者の名称 室戸市</li><li>2 事業の種類 室戸市室戸岬町菜生地区津波避難タワー整備事業</li><li>3 起業地 (1) 収用の部分 室戸市室戸岬町字タル石谷口地内 (2) 使用の部分 なし</li><li>4 事業の認定をした理由 平成30年12月27日に室戸市から申請があった室戸市室戸岬町菜生地区津波避難タワー整備事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。 (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について 本件事業は、室戸市が南海トラフの巨大地震による津波から住民の生命を守るために、緊急的かつ一時的な避難施設である津波避難タワーを整備する事業であり、土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓場、市場その他公共の用に供する施設」に係る事業に該当する。 したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。 (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について 本件事業の起業者である室戸市は、地方公共団体であり、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。 したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。</li></ol>	<p>(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について</p> <p>ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について</p> <p>本件事業において整備する津波避難タワー（以下「本件津波避難タワー」という。）は、室戸岬から北北西に約4キロメートル、室戸市役所から南南東約1.5キロメートルに位置する海岸沿いで、背後の標高242メートルの尾垂山からなる山脈との間にわずかに形成された平野部の一面にある東菜生地区内の1集落（以下「当該地域」という。）における津波避難困難者を対象とした緊急避難場所として活用するものである。</p> <p>起業地は、当該地域の東側を南北に走る一般国道55号の東側に位置し、一般国道55号からそれぞれ分岐した市道菜生耳崎線と市道菜生東線の両線に挟まれた海拔約9.6メートルの場所である。</p> <p>室戸市では、平成24年に内閣府が公表した「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）及び被害想定（第一次報告）」及び同年に高知県が公表した「高知県版第2弾南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」を受け、平成26年9月にこれまでの「室戸市津波避難計画」を大幅に見直し、津波避難対象地域の指定範囲を拡大し、平成29年3月27日には「津波避難対策緊急事業計画（平成27～31年度）（変更案）」の同意を内閣府から得るとともに、平成30年3月に「室戸市地域防災計画地震及び津波災害対策編」を改定し、避難支援プランの策定や関係機関及び団体における情報共有を図り、災害時の要支援者の円滑な避難支援に向けての取組を進めているところである。</p> <p>当該地域は、高知県版第2弾の津波浸水予測によると、海岸の堤防を越波した津波で5メートルから10メートルの浸水が発生し、多くの木造住宅は津波被害を受け、流出する危険性が高いと予想されている。</p> <p>当該地域の現状の避難場所は、東側の山の斜面部分（海拔23.8メートル）に位置する高台避難場所であるが、高台避難場所から最も遠い住民では直線距離で356メートルとなっている。また、当該地域の平均的な海拔は7メートル前後であり、高台避難場所との高低差は17メートル程度もある上に、高台避難場所への避難路に幅員約1メートルの狭小な部分もあることから、「平成26年度地域津波避難計画点検業務委託」の成果報告書では当該地域の大部分が避難困難地域に分類されている。さらに、当該地域には、平成30年6月30日現在で57世帯、90人が居住しており、65歳以上の高齢者率は約48パーセントと非常に高く、高齢者等の災害時避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）が多いことから、高台避難場所は、安全で確実な避難場所とはなっていないのが</p>	<p>現状である。</p> <p>こうしたことから、室戸市では、当該地域の要支援者のためにも安全な津波避難場所を早急に整備する必要があると判断した。</p> <p>本件津波避難タワーは、当該地域の避難者を対象に約100人を収容できることとし、起業地における最大津波浸水深7メートルの予想に対し余裕高2メートルを加えた地上高9メートルの2階部分に避難広場及び備蓄倉庫を、さらに、地上高12メートルの屋上部分にも屋上避難広場を確保し、昇降手段として要支援者の視点に立った負担の少ない階段及びスロープを設置することとしている。また、避難者の転落防止対策として屋上避難場所に柵を設け、避難対象者全員が安心安全に避難することができる津波避難施設とする。</p> <p>また、本件津波避難タワーの起業地は、当該地域全体からの最長移動可能距離を252メートル以内とする中、当該地域において避難距離が最も遠い住民で170メートル程度となっている。また、要支援者の夜間における避難可能時間は、歩行速度が毎秒0.42メートルであるから最大で7分かかるとなり、地震発生から避難準備時間11分を加えた本件津波避難タワーまでの所要時間は18分と見込まれるため、当該地域への30センチメートルの津波到達時間21分に十分対応している。</p> <p>なお、起業地内に室戸市が管理する法定外公共物である道路が存するが、本件事業の南側隣接地に市単独事業により機能回復することとしている。</p> <p>本件津波避難タワーは、対象の避難者全員が安全に、かつ、安心して避難することができる津波避難施設であり、住民の生命を守るための重要な施設となるものである。</p> <p>以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。</p> <p>イ 本件事業の施行により失われる利益について</p> <p>本件事業における環境への影響評価については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に定める対象事業の要件に該当しないため実施をしていないが、大気汚染、騒音、水質汚濁、震動等については最大限の配慮を行うことから、周辺環境への影響は極めて少ないものと考えられる。</p> <p>文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地については、存在しないことを確認している。</p> <p>また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）又は高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）の定めによ</p>
---	--	--

り、起業者が保護のため特別の措置を講ずべきとされた動植物について、高知県林業振興・環境部環境共生課に照会を行った結果、メッシュでみると、環境省レッドデータブック及び高知県レッドリストに掲載されている「トサノアオイ」及び「クマノギク」が確認されたが、高知県立牧野植物園に現地調査を依頼した結果、本件事業における起業地に保護のため特別の措置を講ずべき貴重な動植物等は見受けられないことを確認している。ただし、本件事業の施行に際しては、起業地に生息する動植物への影響を最小限に抑えるため、十分な配慮を行うものとしている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討について

本件事業の候補地については、市と地元自主防災組織（菜生自主防災組織）が室戸岬地区における津波緊急避難場所の現状を把握した上で、津波浸水予測図等から津波避難困難地域を選定し、対象地域の住民が避難可能時間内に、津波から迅速かつ円滑に避難することができる場所を念頭に置き、3箇所を挙げて比較検討している。避難経路等の避難条件、早期整備面、経済性及び地元同意の面から総合的に勘案すると、本件事業の起業地が最も適切であると認められる。

また、本件事業の起業地の面積は、津波避難タワー及びその維持管理用地として必要な面積であり、適当であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、対象地域の周辺には、適切な津波避難場所が存在しないため、近い将来発生が予測されている南海トラフの巨大地震による津波被害の危険性が高い状況であり、津波避難施設の整備が強く望まれているところである。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画

に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲に止められており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所  
室戸市役所

高知県告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成31年2月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 南国伊野
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高知市土佐山弘瀬字ウヲキ469番1から 高知市土佐山弘瀬字奈路430番1地先まで	224	平成31年2月1日

高知県告示第66号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成31年2月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 作屋影野停車場
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町七里字砂揚甲1105番3から 高岡郡四万十町七里字神主ヤシキ甲1141番2まで	467	平成31年2月1日

高知県告示第67号

平成12年7月高知県告示第492号（建築基準法による道の指定）の一部を次のように改正する。

平成31年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

16を次のように改める。

16 香南市夜須町出口字中ノ内542番1地先から字中筋582番地先に至る延長422メートルの道

高知県告示第68号

昭和50年1月高知告示第30号(海岸保全区域の指定及び告示の廃止)の一部を次のように改正する。

平成31年2月1日

高知県知事 尾崎 正直

9を次のように改める。

9 東孕地区海岸保全区域

(1) 基準点

- ア 基準点212 高知市八助字塩田119の口地先の地点（北緯33度32分25.4285秒、東経133度34分30.0786秒）
- イ 基準点213 基準点212から244度622メートルの地点
- ウ 基準点214 基準点213から153度110メートルの地点
- エ 基準点215 基準点214から169度65メートルの地点
- オ 基準点216 基準点215から56度50メートルの地点
- カ 基準点217 基準点216から86度210メートルの地点
- キ 基準点218 基準点217から75度80メートルの地点
- ク 基準点219 基準点218から154度64メートルの地点
- ケ 基準点220 基準点219から252度90メートルの地点
- コ 基準点221 基準点220から273度178メートルの地点
- サ 基準点222 基準点221から258度52メートルの地点
- シ 基準点223 基準点222から240度65メートルの地点
- ス 基準点224 基準点223から263度110メートルの地点
- セ 基準点225 基準点224から251度122メートルの地点
- ソ 基準点226 基準点225から160度25メートルの地点
- タ 基準点227 基準点226から263度22メートルの地点
- チ 基準点228 基準点227から231度32メートルの地点
- ツ 基準点229 基準点228から196度28メートルの地点
- テ 基準点230 基準点229から158度35メートルの地点
- ト 基準点231 基準点230から197度175メートルの地点

ナ 基準点232 基準点231から185度175メートルの地点  
 ニ 基準点233 基準点232から171度57メートルの地点  
 ヌ 基準点234 基準点233から270度40メートルの地点  
 ネ 基準点235 基準点234から180度225メートルの地点  
 ノ 基準点236 基準点235から90度127メートルの地点  
 ハ 基準点237 基準点236から159度125メートルの地点  
 ヒ 基準点238 基準点237から181度460メートルの地点  
 フ 基準点239 基準点238から271度185メートルの地点  
 ヘ 基準点240 基準点239から181度230メートルの地点  
 ホ 基準点241 基準点240から91度265メートルの地点  
 マ 基準点242 基準点241から1度555メートルの地点  
 ミ 基準点243 基準点242から88度185メートルの地点  
 ム 基準点244 基準点243から345度150メートルの地点  
 メ 基準点245 基準点244から104度51メートルの地点  
 モ 基準点246 基準点245から165度340メートルの地点  
 ヤ 基準点247 基準点246から243度190メートルの地点  
 (2) 補助点  
 ア 基準点212から基準点247までの間の海上に基212から基247までを設定する。  
 イ 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。  
 基212 基準点212から310度40メートルの地点  
 基213 基準点213から285度55メートルの地点  
 基223 基準点223から325度60メートルの地点  
 基227 基準点227から305度70メートルの地点  
 基232 基準点232から275度55メートルの地点  
 基234 基準点234から305度60メートルの地点  
 基235の1 基準点235から324度90メートルの地点  
 基235の2 基準点235から338度75メートルの地点  
 基235の3 基準点235から213度55メートルの地点  
 基236 基準点236から205度55メートルの地点  
 基237 基準点237から270度40メートルの地点  
 基238 基準点238から347度170メートルの地点  
 基239 基準点239から345度172メートルの地点  
 基240 基準点240から240度65メートルの地点  
 基241 基準点241から140度55メートルの地点  
 基242 基準点242から135度60メートルの地点  
 基243 基準点243から160度50メートルの地点  
 基246 基準点246から295度60メートルの地点  
 基247 基準点247から335度55メートルの地点  
 (3) 区域  
 基準点212から基準点247まで、基247から基212まで及び基準点212を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域  
**高知県告示第69号**  
 平成4年4月高知県告示第208号(高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定)の一部を次のように改正する。

平成31年2月1日  
 高知県知事 尾崎 正直  
 別表の1 出先機関及び当該出先機関の取扱店の表中  
 「 高知県立高知西高等学校 | " | "」  
 " | 」を  
 「 高知県立高知西高等学校 | " | "」  
 鴨田支店 | 」に、  
 「 高知県立高知国際中学校 | " | "」  
 朝倉支店 | 」を  
 「 高知県立高知国際中学校 | " | "」  
 鴨田支店 | 」に改める。  
**高知県告示第70号**  
 高知県政府調達苦情検討委員会設置規程(平成8年9月高知県告示第585号)の一部を次のように改正する。  
 平成31年2月1日  
 高知県知事 尾崎 正直  
 第3条に次の1項を加える。  
 3 委員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、在任中、その意に反して罷免されることがない。  
 (1) 破産手続開始の決定を受けた場合  
 (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合  
 (3) 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合  
**附 則**  
 この告示は、平成31年2月1日から施行する。

-----  
**選挙管理委員会告示**  
 -----

**高知県選挙管理委員会告示第2号**

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成31年1月24日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

1 病院の表中「細木病院」を「社会医療法人仁生会細木病院」に、

愛宕病院	高知市愛宕町一丁目1番13号
------	----------------

を

医療法人新松田会愛宕病院	高知市愛宕町一丁目1番13号
--------------	----------------

に、「図南病院」を「医療法人久会図南病院」に、「朝倉病院」を「医療法人仁泉会朝倉病院」に、「愛宕病院分院」を「医療法人新松田会愛宕病院分院」に、「岡林病院」を「医療法人弘仁会岡林病院」に、「もみのき病院」を「医療法人治久会もみのき病院」に、「リハビリテーション病院すこやかな杜」を「医療法人恕泉会リハビリテーション病院すこやかな杜」に、「永井病院」を「医療法人永島会永井病院」に、「南国厚生病院」を「医療法人浦松会南国厚生病院」に、「土佐清水病院」を「医療法人修命会土佐清水病院」に、「早明浦病院」を「医療法人十全会早明浦病院」に、「安部病院」を「医療法人一心会安部病院」に、「清和病院」を「医療法人青雲会清和病院」に、「大西病院」を「医療法人高幡会大西病院」に、「介護老人保健施設ピアハウス高知」を「医療法人恕泉会介護老人保健施設ピアハウス高知」に、「介護老人保健施設あいおい」を「医療法人野並会介護老人保健施設あいおい」に、「介護老人保健施設J Aいなほ」を「高知県厚生農業協同組合連合会介護老人保健施設J Aいなほ」に、「介護老人保健施設あいさんさん」を「医療法人元浦会介護老人保健施設あいさんさん」に、「介護老人保健施設とさやまだファミリア」を「医療法人土佐楠目会介護老人保健施設とさやまだファミリア」に、「介護老人保健施設あけぼの」を「医療法人高幡会介護老人保健施設あけぼの」に改める。

2 老人ホームの表中「特別養護老人ホーム湯の里」を「社会福祉法人山寿会特別養護老人ホーム湯の里」に、「特別養護老人ホームあざみの里」を「社会福祉法人秦ダイヤライフ福祉会特別養護老人ホームあざみの里」に、「有料老人ホームながはまの里」を「社会福祉法人香南会有料老人ホームながはまの里」に、「有料老人ホーム神田」を「医療法人地塩会有料老人ホーム神田」に、「有料老人ホームあつとホーム」を「社会福祉法人ふるさと自然村有料老人ホームあつとホーム」に、「特別養護老人ホームふるさとの丘」を「社会福祉法人ふるさと自然村特別養護老人ホームふるさとの丘」に、「有料老人ホーム特定施設みやびの里」を「医療法人仁栄会有料老人ホーム特定施設みやびの里」に、「介護付有料老人ホーム夕やけ小やけ」を「社会福祉法人ふるさと自然村介護付有料老人ホーム夕やけ小やけ」に、「養護老人ホーム清香園」を「社会福祉法人香南会養護老人ホーム清香園」に、「軽費老人ホームケアハウスせいらん」を「社会福祉法人香南会軽費老人ホームケアハウスせいらん」に、「特別養護老人ホーム清流荘」を「社会福祉法人須崎福祉会特別養護老人ホーム清流荘」に、「軽費老人ホームケアハウスすくも」を「社会福祉法人愛生福祉会軽費老人ホームケアハウスすくも」に、「軽費老人ホーム小規模ケアハウスあんきな家」を「社会福祉法人清和会軽費老人ホーム小規模ケアハウスあんきな家」に、「介護老人福祉施設四万十の郷」を

「社会福祉法人南海福祉会介護老人福祉施設四万十の郷」に、「特別養護老人ホーム吾北荘」を「社会福祉法人ごほく静和会特別養護老人ホーム吾北荘」に、「特別養護老人ホーム望海の郷」を「社会福祉法人かど福祉会特別養護老人ホーム望海の郷」に、「有料老人ホームさかわ」を「社会福祉法人ふるさと自然村有料老人ホームさかわ」に改める。

-----  
落 札 公 告  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によらずとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成31年2月1日

高知県公営企業局長 北村 強

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量  
高知県立幡多けんみん病院で使用する電気 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年12月11日
- 4 落札者の氏名及び住所  
サミットエナジー株式会社 東京都千代田区内神田二丁目3番4号
- 5 落札金額  
83,136,132円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成30年10月30日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によらずとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成31年2月1日

高知県公営企業局長 北村 強

- 1 落札に係る購入物品の名称及び数量  
高知県立あき総合病院で使用する電気 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年12月11日
- 4 落札者の氏名及び住所  
サミットエナジー株式会社 東京都千代田区内神田二丁目3番4号

- 5 落札金額  
77,503,608円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成30年10月30日

-----  
そ の 他  
-----

平成30年11月11日に実施した平成30年度行政書士試験の合格者は、次のとおりである。

平成31年2月1日

一般財団法人行政書士試験研究センター理事長 磯部 力  
受験番号

- 7 7 1 0 0 1 7
- 7 7 1 0 0 1 8
- 7 7 1 0 0 2 3
- 7 7 1 0 0 2 5
- 7 7 1 0 0 3 6
- 7 7 1 0 0 4 3
- 7 7 1 0 0 6 2
- 7 7 1 0 0 6 4
- 7 7 1 0 0 7 4
- 7 7 1 0 0 8 9
- 7 7 1 0 0 9 8
- 7 7 1 0 1 2 2
- 7 7 1 0 1 2 8
- 7 7 1 0 1 3 6
- 7 7 1 0 1 5 0
- 7 7 1 0 1 5 5
- 7 7 1 0 1 6 3